

第6次ばりっ子すくすく計画【概要版】

令和6年11月12日
教育民生委員会協議会 資料②
福祉子ども部 子ども家庭室

第6次計画改定の背景

令和5年4月「こども基本法」施行
令和5年12月「こども大綱」策定
こども基本法において「こども大綱」や「都道府県こども計画」を勧
案し、「市町村こども計画」を定め
るよう努める

第6次計画の趣旨

これまでの計画の基本的
な方向性を踏襲しつつ、
こどもまんなか社会を目
指した施策を推進する



計画の対象

妊娠前を含む妊娠期、
子ども及び20歳代までの
青年とその家庭
(施策の内容により30歳
代までの若者とその家庭)

計画の構成

子どもの大切な4つの権利
(生きる、育まれる、守られる、
参加する)を基本的な視点とし
て、「行動指針」と「行動計
画」に基づく取組を進める



計画の位置付け (相関図)



名張市総合計画

相互に連携・補完する個別計画

ばりっ子すくすく計画

教育に係るプラン

- ▼教育大綱
- ▼子ども教育ビジョン
- ▼いじめ防止基本方針
- ▼スポーツ振興計画

人権・男女共同参画に係るプラン

- ▼人権施策基本計画
- ▼男女共同参画基本計画

健康・福祉に係るプラン

- ▼地域福祉計画
- ▼健康なばり21計画
- ▼障害者福祉計画
- ▼ばりばり食育推進計画

法律等に基づく計画としての位置付け

- ▼こども基本法に基づく「市町村こども計画」
- ▼子ども・子育て支援法に基づく
「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ▼次世代育成支援対策推進法に基づく
「市町村行動計画」
- ▼子ども・若者育成支援推進法に基づく
「市町村子ども・若者計画」
- ▼子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく
「市町村における子どもの貧困対策についての計画」

計画期間

令和7年度～令和11年度までの5年間

生きる権利 子どもが安心して健やかに生きるまち

行動計画 (市・学校等の取組)	1.子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します 2.子どもの健康を守ります
行動指針 (地域・企業・家庭・ 子どもの取組)	1.(地域)子どもの安全、安心を守ろう 2.(家庭)子どもに愛情を持って接し、子どもの人格を尊重しながら育てよう 3.(子ども)自分を大切にし、家族や周りの人も大切にしよう

育まれる権利 子どもが社会の中で一人の人間としてよりよく育つまち

行動計画 (市・学校等の取組)	1.家庭教育を支援し、明るくいいき子育てができるようにします 2.地域での子育てを支援します 3.企業や市民団体の子育てを支援します 4.社会のルールを守り、自立する心を育みます 5.地域と共にある学校づくりを進めます 6.学校教育等を充実させ、生きる力を育みます 7.困難を抱える子どもや家庭を支援します 8.職員の専門性の向上を図ります
行動指針 (地域・企業・家庭・ 子どもの取組)	1.(地域)子育てを地域で見守ろう 2.(地域)社会のルールをみんなで見守ろう 3.(地域)地域で人づくりを進めよう 4.(企業)子育てに企業も一緒に関わろう 5.(企業)ワーク・ライフ・バランスの取組を進めよう 6.(家庭)家庭内のコミュニケーションを大切にしよう 7.(家庭)家庭のルール・社会のルールを身に付けよう 8.(家庭)基本的生活習慣を身に付けよう

守られる権利 子どもが守られるまち

行動計画 (市・学校等の取組)	1.いじめ、虐待はしません、許しません 2.地域とともに子どもを守ります 3.権利侵害から子どもを守ります
行動指針 (地域・企業・家庭・ 子どもの取組)	1.(地域)地域ぐるみの見守りと支援の輪をつくらう 2.(企業)子どもの見守りに企業も参加しよう 3.(家庭)家庭から有害環境をなくし、プライバシーを守ろう

参加する権利 子どもが自ら参加するまち

行動計画 (市・学校等の取組)	1.子ども・若者が、積極的に参画できる機会と場を広げます 2.居場所を確保し、体験活動を支援します
行動指針 (地域・企業・家庭・ 子どもの取組)	1.(地域)出会いの場をたくさんつくらう 2.(家庭)多くの出会いの場で、子どもを育もう 3.(子ども)色々な方法で自分を表現し、自分を高めていこう

第6次計画改定の考え方

これまでの本計画の基本的な方向性を踏襲しつつ、自治体こども計画策定のためのガイドラインに示された取り組むべき事項を盛り込み、本計画を策定

「自治体こども計画策定のためのガイドライン」と「ばりっ子すくすく計画」との整合表

自治体こども計画策定のガイドライン			ばりっ子すくすく計画 第6次計画	
大項目	中項目	小項目	ページ	行動計画
ライフステージを通じた重要事項	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	ライフステージを通じた重要事項	14	I-1-(4) 子ども条例の周知について、更に取組を進めます
		こどもの教育	14 15	I-1-(1) 子どもの権利について、正しい認識を深める学習を進めます (5) 子どもが自己肯定感を持ち、自分の思いを表現する力を育てます
		養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進	14	I-1-(4) 子ども条例の周知について、更に取組を進めます
	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	遊びや体験活動の推進	17 19 25 26 27	II-2-(1) 地域の子ども育成活動を支援します II-6-(2) いろいろな体験の場を提供します IV-1-(2) 子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援します (4) 未就園の子どもを対象とした施設の開放や遊び場を増やし、サークル活動を支援します IV-2-(3) 人と人との触れ合いを通して生きる力を身に付ける体験活動を充実します
			17 18 19	II-4-(1) 社会のルールやマナーを子どもが身に付けられるようにします (3) 自分の事は自分でできるようにし、自立する心を育てます II-6-(3) 就学前の保育・教育を充実します
		生活習慣の形成・定着	17 18 19	II-2-(2) 地域の子育て環境の充実を図ります III-2-(2) 子どもの安全を確保する取組を進めます
		子どもまんなかまちづくり	17 22	II-2-(2) 地域の子育て環境の充実を図ります III-2-(2) 子どもの安全を確保する取組を進めます
		こども・若者が活躍できる機会づくり	25	IV-1-(1) 子ども・若者が意見を表明し、社会に参加できる取組を進めます
		こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	14	I-1-(2) 差別を許さない子どもを育成するため、人権教育を充実します
	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援	15	I-2-(1) 妊娠前から妊娠・出産・育児への切れ目ない支援をします (3) 小児医療体制・心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実を図ります
		慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	15	I-2-(1) 妊娠前から妊娠・出産・育児への切れ目ない支援をします (2) 育児や子どもの健やかな発達を支援します (3) 小児医療体制・心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実を図ります
	こどもの貧困対策	教育の支援	16 19	II-1-(2) 子育て支援を充実します (3) ひとり親家庭への支援を充実します II-7-(2) 子どもの貧困対策を推進します
		生活の安定に資するための支援		
		保護者の就労支援		
		経済的支援		

自治体こども計画策定のガイドライン			ばりっ子すくすく計画 第6次計画	
大項目	中項目	小項目	ページ	行動計画
ライフステージを通じた重要事項	障害児支援・医療的ケア児等への支援	地域における支援体制の強化	15 17 21	I-2-(2) 育児や子どもの健やかな発達を支援します II-2-(2) 地域の子育て環境の充実を図ります II-8-(3) 発達に支援を必要とする子どもへの支援体制と家族への相談体制を強化するため、関係職員の専門性の向上を図ります
		インクルージョンの推進	15 17	I-2-(2) 育児や子どもの健やかな発達を支援します II-2-(2) 地域の子育て環境の充実を図ります
		特別支援教育	15 18 21	I-2-(2) 育児や子どもの健やかな発達を支援します II-6-(1) 学校教育を充実します II-8-(3) 発達に支援を必要とする子どもへの支援体制と家族への相談体制を強化するため、関係職員の専門性の向上を図ります
	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	児童虐待防止対策等の更なる強化	20 21 22	II-7-(5) 相談体制の充実を図ります II-8-(2) いじめ防止や児童虐待、ヤングケアラーに関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図ります III-1-(2) 虐待についての理解を深める啓発活動を行います (3) 地域住民、関係機関との連携による虐待防止体制を充実します
		社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	20	II-7-(4) 社会的養護を必要とする子どもを支援します
		ヤングケアラーへの支援	19 21	II-7-(1) ヤングケアラーに気づき、子どもの健やかな成長を育みます II-8-(2) いじめ防止や児童虐待、ヤングケアラーに関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図ります
	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	こども・若者の自殺対策	22 23	III-2-(2) 子どもの安全を確保する取組を進めます III-3-(1) 子どもの権利侵害に対する相談、支援と救済を実施します
		こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	17	II-4-(1) 社会のルールやマナーを子どもが身に付けられるようにします
		こども・若者の性犯罪・性暴力対策	23	III-2-(3) 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます
		犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	22 23	III-2-(2) 子どもの安全を確保する取組を進めます (3) 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます
		非行防止と自立支援	22 23	III-2-(1) 有害図書や薬物など、子どもを取り巻く有害環境の浄化を進めます (3) 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます

自治体こども計画策定のガイドライン			ぱりっ子すくすく計画 第6次計画	
大項目	中項目	小項目	ページ	行動計画
ライフステージ別の重要事項	こどもの誕生前から幼児期まで	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	15	I-2-(1) 妊娠前から妊娠・出産・育児への切れ目ない支援をします (2) 育児や子どもの健やかな発達を支援します (3) 小児医療体制・心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実を図ります
		こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	16 17 19 26	II-1-(1) 家庭教育を支援します (2) 子育て支援を充実します II-2-(2) 地域の子育て環境の充実を図ります II-6-(3) 就学前の保育・教育を充実します IV-1-(4) 未就園の子どもを対象とした施設の開放や遊び場を増やし、サークル活動を支援します
	学童期・思春期	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生	18	II-5-(1) 地域と共に協働する教育を進めます (2) 優れた知識や技術を持つ社会人、また、地域の伝統を受け継ぐ人などをゲストティーチャーとして迎えます (3) 学校等の情報を積極的に家庭、地域へ提供し、意見、協力を受けながら開かれた施設づくりに努めます II-6-(1) 学校教育を充実します
		こども・若者の視点に立った居場所づくり	27	IV-2-(1) 子どもが人間関係を築き、安心して心を開いて話せる居場所の確保に努めます
		小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	15	I-2-(3) 小児医療体制・心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実を図ります
		成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	14 23	I-1-(3) 義務教育段階から乳幼児と触れ合い、世話をする体験を持つことで命の大切さを実感できるようにします III-2-(3) 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます
		いじめ防止	21 22	II-8-(2) いじめ防止や児童虐待、ヤングケアラーに関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図ります III-1-(1) いじめには毅然とした態度で対応します いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てます
		不登校のこどもへの支援	20 27	II-7-(5) 相談体制の充実を図ります IV-2-(1) 子どもが人間関係を築き、安心して心を開いて話せる居場所の確保に努めます
		こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し	18	II-5-(3) 学校等の情報を積極的に家庭、地域へ提供し、意見、協力を受けながら開かれた施設づくりに努めます
		体罰や不適切な指導の防止	21	II-8-(1) 子育てや子どもへの指導力の向上を図る研修や今日的課題に応じた研修を実施します
		高校中退の予防、高校中退後の支援		
	青年期	高等教育の修学支援、高等教育の充実	なし	県の取組への協力
		就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組		
		結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	16	II-1-(5) 結婚を希望する方への支援と新生活への支援を充実します
		悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	20	II-7-(5) 相談体制の充実を図ります

自治体こども計画策定のガイドライン			ばりっ子すくすく計画 第6次計画	
大項目	中項目	小項目	ページ	行動計画
子育て当事者への支援に関する重要事項	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減	16	Ⅱ-1-(2) 子育て支援を充実します
		特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など）		
		基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充		
		医療費等の負担軽減		
	地域子育て支援、家庭教育支援	オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供	22	Ⅲ-1-(2) 虐待についての理解を深める啓発活動を行います
		体罰によらない子育てに関する啓発	16 17	Ⅱ-1-(2) 子育て支援を充実します (4) 共働き・共育てを推進します Ⅱ-2-(2) 地域の子育て環境の充実を図ります
		一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進		
		訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及	16	Ⅱ-1-(1) 家庭教育を支援します
	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	育児休業制度の強化	16 17	Ⅱ-1-(4) 共働き・共育てを推進します Ⅱ-3-(2) 子どもの健全育成への企業の関わりを促進します
		長時間労働の是正や働き方改革の促進		
		男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施		
		男性の育児休業が当たり前になる社会の実現		
	ひとり親家庭への支援	児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施	16	Ⅱ-1-(3) ひとり親家庭への支援を充実します
		こどもに届く生活・学習支援の推進		
		プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化		
		安全・安心な親子の交流の推進		
		養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化		

自治体こども計画策定のガイドライン		ばりっ子すくすく計画 第6次計画
項目	ページ	行動計画
こども・若者が活躍できる機会づくり	25	Ⅳ-1-(1) 子ども・若者が意見を表明し、社会に参加できる取組を進めます ・子ども・若者の意見が様々な取組に反映できるよう、子ども・若者たちが自らの力で、まちづくりの提案を行う協議体「ユースカウンスル」の形成を推進します。
こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	14	Ⅰ-1-(2) 差別を許さない子どもを育成するため、人権教育を充実します ・ジェンダーギャップやジェンダーアイデンティティについての認識を深められるよう、女性の人権や性的指向・性自認に係る人権課題についての学習を推進します。 ・ホームページなどを活用して、性的指向・性自認について、市民の正しい理解が促進されるよう、啓発と情報提供を進めます。
インクルージョンの推進	15 17	Ⅱ-2-(2) 地域の子育て環境の充実を図ります ・高齢者・障害者をはじめとして、妊産婦や乳幼児連れの方など、幅広い年齢層の誰もが安心して遊べる遊具や公園施設等の整備を進めます。
こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	17	Ⅱ-4-(1) 社会のルールやマナーを子どもが身に付けられるようにします ・子どもがICT機器やインターネットを適切に活用する能力を習得できるよう、情報ネットワーク上のルールやマナー等の必要な情報モラルや情報を正しく活用するために必要な情報リテラシーを身に付ける学習活動を行います。
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生	18	Ⅱ-5-(1) 地域と共に協働する教育を進めます ・学校ではコミュニティ・スクールを充実・発展させ、地域と共に子どもたちを育てる学校をつくります。
不登校のこどもへの支援	20	Ⅱ-7-(5) 相談体制の充実を図ります ・不登校の子どもへの支援として、教育支援センターのさくら教室が、児童生徒が安心できる居場所を保障するとともに、個々のニーズに応じて、個別支援と集団活動での支援を充実させていきます。各学校においては、児童生徒が安心して過ごすことができるよう校内教育支援センターの設置をすることで、家庭と教室のかけ橋となる居場所として、受入体制を整備していきます。また、教育支援センター（さくら教室）の不登校相談をはじめ、教育相談等での相談機能の充実を図ります。
体罰や不適切な指導の防止	21	Ⅱ-8-(1) 子育てや子どもへの指導力の向上を図る研修や今日的課題に応じた研修を実施します ・各学校が、体罰等の実態を的確に把握するため、学期に1回程度の児童生徒へのアンケート等を実施するとともに、計画的、継続的にコンプライアンス研修等を実施します。
結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	16	Ⅱ-1-(5) 結婚を希望する方への支援と新生活への支援を充実します ・出会いの場、機会の創出を支援します。
幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減	16	Ⅱ-1-(2) 子育て支援を充実します ・経済的な理由により義務教育の費用にお困りの家庭に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等を援助します。
特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など）		Ⅱ-1-(2) 子育て支援を充実します ・勉学の意欲がありながら、経済的な理由により修学困難な高校生等を対象として奨学金を支給します。
オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供		Ⅱ-1-(2) 子育て支援を充実します ・市広報をはじめSNSなど多様な媒体を活用した子育て支援情報を発信します。
育児休業制度の強化	16	Ⅱ-1-(4) 共働き・共育てを推進します ・企業訪問や市広報などを通して、企業や事業所に対して育児・介護休暇制度などの普及・啓発を図ります。
男性の育児休業が当たり前になる社会の実現		Ⅱ-1-(4) 共働き・共育てを推進します ・男女が共に家族の一員として家事や子育てに参画できるよう、男女共同参画推進事業に取り組みます。
男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実		